

## 長野市インバウンド等対応店舗緊急支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、インバウンド等の受入環境の整備を推進するとともに、中心市街地の集客力の向上及び活性化を図るため、本市を訪れる外国人旅行者等に対して、文化的な配慮を踏まえたサービスの提供の向上等を目的として中小企業者等が行う店舗等の改修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次のアからオまでに掲げる者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者

イ 特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数がアに規定する者とおおむね同程度の者

ウ 一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数がアに規定する者とおおむね同程度の者

エ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第3項に規定する小規模企業者に該当する組合であって、アに規定する者とおおむね同程度の者

オ アからエまでに掲げる者に準ずる者として市長が適当と認めるもの

(2) 店舗等 店舗その他市長が適当と認める施設であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 令和7年7月1日以前から営業を継続していること。

イ 第7の規定による申請の時点で、その経営に必要な法令等で定める許可、認可等を取得していること。

ウ 次に掲げる計画に定める区域内（これに準ずる場所として市長が適当と認めるものを含む。）に存すること。

(ア) 長野市中心市街地活性化プラン

(イ) 長野市中心市街地活性化基本計画（篠ノ井地区）

(ウ) 長野市中心市街地活性化基本計画（松代地区）

エ 不特定多数の者等が、自由に出入り又は予約により利用ができること。

オ 露店その他の一時的なものでないこと。

カ その経営又は運営に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）その他市長が適当

でないことを認める者が参画していないこと。

キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行うものでないこと。

ク 販売等を行う物品等又は提供する役務が政治的なもの又は公序良俗に反するものでないこと。

(3) 飲食店 主として注文により有料で、料理その他の食料品又は飲料を直接提供する店舗等をいう。

(4) 小売店 個人用、家庭用等の消費のために商品を直接販売する店舗等をいう。

(5) サービス店 主として個人に対して、有料で、日常生活に関連した技能若しくは技術又は施設を直接提供するサービスを行う店舗等をいう。

(6) 宿泊施設 一般公衆等に対して、有料で宿泊を提供する店舗等をいう。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす中小企業者等であって、飲食店、小売店、サービス店又は宿泊施設（以下「飲食店等」という。）を経営するものとする。

(1) 市税の滞納がないこと。

(2) その代表者、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員、暴力団関係者その他市長が適当でないと認める者でないこと。

(3) その他交付対象者に係る要件として市長が必要と認めること。

(交付対象事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、交付対象者が経営する飲食店等において、本市を訪れる外国人旅行者等の満足度の向上及び利用の促進を図るために実施する次に掲げる事業とする。

(1) 床材、内壁及び天井の張替え、扉の交換、給排水等の設備の改修その他の飲食店等の意匠の変更又は美観を向上させるための改修に係る事業

(2) 外国人旅行者等のスーツケース等の荷物置場を整備するための改修に係る事業（以下「スーツケース等荷物置場改修事業」という。）

(3) 新たに洋式便器の設置（和式便器から洋式便器への改修を含む。）又は増設をするための改修に係る事業

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）の合計が50万円未満の事業その他市長が適当でないと認める事業は、交付対象事業としない。

(対象経費及び補助金の額等)

第5 対象経費は、交付対象事業の実施に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、対象経費としない。

(1) 国、県、市その他の団体から補助金、助成金、支援金等の交付を受ける経費

- (2) 不特定多数の者等が、自由に出入り又は予約により利用できないスペースに係る経費（スーツケース等荷物置場改修事業に係るものを除く。）
  - (3) 改修を伴わない解体及び撤去並びに設計のみに係る経費
  - (4) レンタル、リース等に係る経費（市長が適当と認めるものを除く。）
  - (5) その他市長が適当でないと認める経費
- 3 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額（当該額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、200万円を限度とする。
- 4 補助金の交付は、一の中小企業者等につき、一の年度ごとに1回を限度とする。  
（補助金の交付の条件）
- 第6 補助金を交付する条件は、次に掲げるものとする。
- (1) 補助事業に係る飲食店等は、補助事業の完了した日からおおむね1年以上、当該飲食店等として活用すること。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
  - (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令等の規定を遵守すること。
  - (3) 補助事業の完了した日から1年を経過したときは、市長が別に定める様式により外国人旅行者等の受入れに係る取組状況を報告すること。
  - (4) 前号に定めるもののほか、市長から報告を求められた場合には、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間は、補助事業に係る資料等の提出及び報告をすること。
  - (5) 補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。
  - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
  - (7) 補助事業の実施に係る貸主等の同意を得ていること（飲食店等の賃借等を行っている場合に限る。）
  - (8) その他市長が補助金の交付の条件として必要と認めること。  
（補助金の交付申請）
- 第7 規則第3条に規定する申請書は、長野市インバウンド等対応店舗緊急支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。
- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 補助事業に係る事業計画書
  - (2) 補助事業に係る収支予算書
  - (3) 誓約書兼同意書
  - (4) 補助事業の実施に係る貸主等の同意書（飲食店等の賃借等を行っている場合に限る。）
  - (5) 補助事業に係る経費の見積書、価格表その他の積算金額の根拠となる書類
  - (6) 交付対象者の確定申告に係る書類その他交付対象者の事業に係る売上高が確認

できる書類であって、市長が別に定めるもの

- (7) 法人にあつては登記簿謄本若しくは登記事項全部証明書又はその写し、個人にあつては住民票の写し
- (8) 補助事業に係る店舗の外観及び内観の写真
- (9) 補助事業を実施する飲食店等の経営に必要な法令等で定める許可、認可等を取  
得していることが確認できる書類
- (10) 補助金入金先確認書
- (11) 補助金入金先となる金融機関の口座を確認できる書類
- (12) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請は、一の飲食店等ごとに行うものとする。

4 第1項及び第2項に規定する書類の提出期間は、市長が別に定める。

(補助事業の内容の変更等)

第8 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市インバウンド等対応店舗緊急  
支援事業補助金変更承認申請書(様式第2号)及び市長が必要と認める書類
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市インバウンド等対応店  
舗緊急支援事業補助金中止承認申請書(様式第3号)又は長野市インバウンド等  
対応店舗緊急支援事業補助金廃止承認申請書(様式第3号)及び市長が必要と認  
める書類

(実績報告)

第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市インバウンド等対応店舗緊急支援  
事業補助金実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業に係る実施報告書
- (2) 補助事業に係る収支決算書
- (3) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類及びその明細が確認できる請求書  
その他の書類の写し
- (4) 補助事業を実施する前及び実施した後の写真
- (5) 建築基準法、消防法その他の補助事業に必要な法令等で定める許可、認可等を  
受けたことが確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(補助金の交付請求)

第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市インバウンド等対応店舗緊急支  
援事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(交付決定の取消し)

第11 市長は、補助事業者が、規則第13条第1項各号に該当する場合のほか、第6各

号に規定する条件に違反した場合その他市長が別に定める行為をした場合は、当該補助事業に係る補助金の交付決定を取り消すことがある。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

様式第1号（第7関係）

長野市インバウンド等対応店舗緊急支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人又は団体にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

年度において、長野市インバウンド等対応店舗緊急支援事業を下記のとおり実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の内容

補助事業の内容	交付申請額
	円

2 関係書類

- (1) 補助事業に係る事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) 誓約書兼同意書
- (4) 補助事業の実施に係る貸主等の同意書（飲食店等の賃借等を行っている場合に限る。）
- (5) 補助事業に係る経費の見積書、価格表その他の積算金額の根拠となる書類
- (6) 交付対象者の確定申告に係る書類その他交付対象者の事業に係る売上高が確認できる書類であつて、市長が別に定めるもの
- (7) 法人にあつては登記簿謄本若しくは登記事項全部証明書又はその写し、個人にあつては住民票の写し
- (8) 補助事業に係る店舗の外観及び内観の写真
- (9) 補助事業を実施する飲食店等の経営に必要な法令等で定める許可、認可等を取得していることが確認できる書類
- (10) 補助金入金先確認書
- (11) 補助金入金先となる金融機関の口座を確認できる書類
- (12) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8関係）

長野市インバウンド等対応店舗緊急支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人又は団体にあつては、主たる事務所〕  
〔の所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の  
あつた 年度長野市インバウンド等対応店舗緊急支援事業を下記のとおり変  
更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 そ の 他

様式第3号（第8関係）

長野市インバウンド等対応店舗緊急支援事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人又は団体にあつては、主たる事務所〕  
〔の所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の  
あつた 年度長野市インバウンド等対応店舗緊急支援事業を下記のとおり中  
止（廃止）したいので、承認してください。

記

- 1 補助事業の中止（廃止）の理由
  
- 2 補助事業の遂行状況
  
- 3 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日
  
- 4 その他

様式第4号（第9関係）

長野市インバウンド等対応店舗緊急支援事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人又は団体にあつては、主たる事務所〕  
の所在地、名称及び代表者の氏名

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の  
あつた 年度長野市インバウンド等対応店舗緊急支援事業を下記のとおり実  
施しました。

記

1 補助事業の内容

補助事業の内容	対象経費の額
	円

2 関係書類

- (1) 補助事業に係る実施報告書
- (2) 補助事業に係る収支決算書
- (3) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類及びその明細が確認できる請求書その他の書類の写し
- (4) 補助事業を実施する前及び実施した後の写真
- (5) 建築基準法、消防法その他の補助事業に必要な法令等で定める許可、認可等を受けたことが確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第10関係）

長野市インバウンド等対応店舗緊急支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人又は団体にあつては、主たる事務所〕  
〔の所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった  
年度長野市インバウンド等対応店舗緊急支援事業補助金を下記のとおり交付してく  
ださい。

記

1 確 定 額 円

2 請 求 額 円

3 入 金 先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協					支店 支所 出張所							
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入)										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号 (右詰めで記入)										